

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表4 (略)</p> <p>附 則 (令和8年6月12日経企000600005764-01号) (実施期日)</p> <p>1 この附則は、令和8年7月1日から実施します。 (料金等の支払いに関する経過措置)</p> <p>2 この改正実施前に、支払い又は支払わなければならなかった専用回線等接続サービスの料金その他の債務については、なお従前 のとおりとします。 (その他)</p> <p>3 経企000600005115-01号 (令和8年5月20日) の附則第3項を次のように改めます。 3 削 除</p>	<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表4 (略)</p>

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>附 則（令和 8 年 6 月 12 日経企 000600005764-01 号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は令和 8 年 7 月 1 日から実施します。 （料金等の支払いに関する経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （割増工事費に関する経過措置）</p> <p>3 当社は、この附則実施の日から令和 8 年 11 月 30 日までの間において、第 2 種契約に係る I P 通信網契約の申込みがあり当社がその申込みを承諾又は第 2 種契約者からその契約者回線の移転若しくは品目の変更に関する請求があり当社がその請求を承諾した場合であって、その契約者回線の設置又は移転若しくは品目の変更に関する工事を令和 9 年 1 月 31 日までの間の土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日をいいます。）に行ってほしい旨の申出があり当社がその申出を承諾した場合であって、令和 9 年 4 月 29 日までに当社がその承諾に基づく工事を完了したときは、料金表第 2 表（工事費）の 1（適用）の(6)の A に規定する割増工事費の支払いを要しません。</p>	